

国際大会代表選手選考規程

(目的)

一般社団法人日本ろう者テニス協会（以下「本協会」という）がこの規程を定める目的は、日本代表選手（以下「選手」という）が国際大会に向けてメダルを獲得することにある。本選考規程は日本を代表しメダル獲得する可能性の最も高い選手を選考するための基準を定めたものである。

1. 選考に際して基準とする事項

下記の事項を選考基準とする。なお、世界ポイントの保有数は選考基準には含まれない。

- (1) 一般財団法人全日本ろうあ連盟（以下全日ろう連とする）の会員および本協会の会員であること。
- (2) 国際ろうあスポーツ連盟世界大会規程による聴力条件を満たしていること。
- (3) 日本国籍を有していること
- (4) 国際選手として、倫理規程を遵守し、日本代表として相応しい行動が取れること。
- (5) 次の競技会に出場し成績優秀な選手であること。
 1. 全日ろう連主催の全国ろうあ者体育大会においてベスト4以上の選手
 2. 本協会主催の JDTA 大会においてベスト4以上選手
 3. 強化合宿での練習試合・交流試合の成績
- (6) 本協会が行う強化合宿をはじめ、各種行事に参加が可能であること
- (7) 本協会の強化指定選手であること
強化指定選手とは下記の全ての条件を満たす者とする。
 1. 全国ろうあ者体育大会においてベスト8以上の選手。ただし、開催される大会の大会出場者数等に鑑み、本協会があらかじめ別途基準を定めた場合、当該基準に従うものとする。
 2. JDTA 大会においてベスト8以上の選手
 3. 全国大会且つ JDTA 選手権大会に毎年参加し、強化指定選手の合宿に参加する者。

2. 国際大会代表選手の決定

- (1) 国際大会代表選手選考は、理事会が決定する。
 1. 強化統括部長が選出メンバー案を決定し、本協会理事会が審議の上、出席者の過半数の賛成を獲得した者を代表選手と決定する。
 2. 選考に関しては、前項の選手選考基準を参考に最もメダル獲得が期待できる選手を国際大会代表選手と決定するものとする。
 3. 代表選手決定後、速やかに強化統括部長は代表選手の発表を行う。

3. 国際大会代表選手の遵守事項

国際大会代表選手は下記のことを遵守しなければならない。

- (1) 強化合宿への参加
- (2) 指定された国内および国際大会への参加
- (3) 指定された全日ろう連主催等行事への参加協力

- (4) 健康など医学的状況変化の報告
- (5) アンチドーピングに関する規程
- (6) トップアスリートとして、礼儀と規律

附則 1 本規程の改廃は理事会の決議により行う。
2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。